

ガイドライン確認の際のチェックリスト

(イベント開催制限緩和時のチェックリスト)

【確認の手順】

- ① A. を参照し、①により実施可能なイベントであること、②が記載されていることを確認。
- ② B. の全項目について記載があれば、9月19日以降のの緩和措置の対象となる。
※全て記載されていなければ、依然として、50%と5000人の少ない方を上限とする。
- ③ C. D.について各項目の記載があれば、収容率が50%を超える催物の開催が可能となる。
- ④ E.について各項目の記載があれば、催物の開催が可能となる。

A. イベントを実施するための条件				ページ	行
☐	①	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。		
☐	②	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応		
B. 9月19日以降の緩和措置を適用するための条件（A及びBの担保が必要）					
☐	③	マスク着用の奨励	・マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う		
☐	④	大声を出さないことの奨励	・大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行う * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） * スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止		
※ ③～④は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）					
☐	⑤	手洗	・こまめな手洗の奨励		
☐	⑥	消毒の徹底	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒		
☐	⑦	換気	・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気 * 必要に応じ、CO2測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターすることも望ましい。		
☐	⑧	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、休憩時間や待合場所等の密集回避 * 人員の配置、導線の確保等、体制構築 * 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施		
☐	⑨	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・演者は原則マスクを着用の上、相互に身体的距離1mを確保（マスク非着用の場合は2m） ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人が触れ合わない程度の間隔）		
☐	⑩	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の飲食等による感染防止の徹底 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、飲食用に感染防止策を行ったエリア以外では、収容率が50%を超える場合は原則自粛（発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。→⑭～⑯を遵守することが前提）		
☐	⑪	参加者の制限	・入場時の検温、有症状を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により有症状者の入場を確実に防止する措置を講じる * 次の2点を前提として、ガイドラインに措置を講じる旨の記載を求めることまでは行わない 【払い戻し措置をガイドライン内に記載しない上での前提条件】 ① 発熱者・有症状者の入場は断る等のルールについてイベント開催前に明確に規定する ② 当該規定内容の周知が実施までの間に十分に図られる		
☐	⑫	参加者の把握	・座席指定、動線確保などの適切な行動管理が行われていること。 ・事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 * アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入		
☐	⑬	演者の行動管理	・検温等、体調管理を行う。 ・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等声を発出する演者間での感染リスクへの対処		
☐	⑭	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 ・交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進		
☐	⑮	ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者において、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表		

☐	⑯	PDCAの体制構築	・クラスター発生時、ガイドライン遵守状況・実効性確保等のPDCAが適切に回る仕組みの構築 * イベント主催者による保健所等への協力 * 関係団体が必要に応じて、イベント主催者、保健所等とも連携しながら、感染状況等の実態把握に努める * 実態把握を踏まえたガイドラインの適切な見直しを引き続き行っていく		
C. 大声での歓声、声援等がなく、食事の伴わない場合で、収容率50%を超える場合の条件（A,B及びCの担保が必要）					
☐	⑰	マスク着用の担保	・マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布若しくは販売し、着用率100%を担保		
☐	⑱	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う（人員を配置する等） * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） * 大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベントに加え、大声禁止の十分な実績がある場合には、大声禁止の担保措置、適切な行動管理、十分な換気等を前提に、収容率50%を超えることを認める）		
	※ ⑰～⑱は、担保のための確実な措置を講じる（例えば常時監視のための人員配置、デジタル技術活用によるリアルタイムモニタリング等）				
D. 食事を伴うが発声がない場合（映画館等）で、収容率50%を超える場合の条件（A,B,C及びDの担保が必要）					
☐	⑲	食事時以外のマスク着用担保	・イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図ること		
☐	⑳	十分な換気	・①二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または、②機械換気設備による換気量が30㎡/時/人以上に設定されており、かつ、当該換気量が実際に確保されていること（野外の場合は確認を要しない）		
☐	㉑	発声が想定される場合の飲食禁止	・発声が想定される場面（休憩時・イベント前後）の観客席での飲食を禁止すること		
☐	㉒	食事時間の短縮	・長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること。		
E. 全国的・広域的なお祭り、花火大会、野外フェス等の取扱い（A,B及びEの担保が必要）					
☐	㉓	身体的距離の確保	・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・催物中の区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保		
☐	㉔	密集の回避	・混雑状況のモニタリング・発信 ・誘導人員の配置 ・時差・分散措置を講じた入退場		